



# ひとり親家族 への支援



## 児童扶養手当

父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童のいるひとり親家庭等の保護者に手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を通して児童の福祉の増進を図ります。 ※所得制限があります。

●お問い合わせ先    こども未来課    こども手当・給付係    TEL:0598-53-4081

## ひとり親医療費助成

ひとり親家庭等の父・母及びそのこどもを対象に医療機関で受診された医療費の助成を行っています。

次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ・市内に住民登録があり、いずれかの健康保険制度に加入している方
- ・18歳になった最初の3月31日までの児童がいる世帯  
※但し、4月1日に18歳となる方は前月末日までの資格となります。
- ・保護者の所得が、所得限度額未満の方
- ・生活保護法による保護を受けていない方

●お問い合わせ先    保険年金課 福祉医療係    TEL:0598-53-4046    FAX:0598-26-9113

## ひとり親家庭のための応援ハンドブック

ひとり親家庭の方や、現在離婚を考えている方、ひとりでの出産や子育てを迎える方に、さまざまな支援サービスや制度をご紹介します。  
詳しくは右記の二次元コードでご確認ください。



## ひとり親家庭支援LINE

ひとり親家庭の方やこどもがいて離婚を考えている方に有益な情報をLINEで配信しています。

●お問い合わせ先    こども家庭センター子育て応援係

